

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2011. 2.10発行〈通巻第409号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- ニチアス石綿被害損害賠償訴訟 札幌・岐阜・奈良  
原告意見陳述で提訴の決意・第1回弁論開かれる…………… 2
- 労災防止の鍵を握る自主対応型安全活動の活性化…………… 8
- アスベスト報道ダイジェスト 2011年1月……………10
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その11 古川和子……………11
- 韓国からのニュース……………13
- 前線から  
労住医連じん肺・アスベストプロジェクト開催 東京／いじめ メンタル  
ヘルス労働者支援センター発足 東京

1月の新聞記事から／19

表紙／クボタ旧神埼工場周辺被害者・鶴谷詔量氏の石綿肺の胸部レントゲン写真

# ニチアス石綿被害損害賠償訴訟 札幌・岐阜・奈良

## 原告意見陳述で提訴の決意 第1回弁論開かれる

本誌前号で報告したように、全造船ニチアス・関連企業退職者分会組合員を原告とするニチアスを相手取った損害賠償訴訟の初弁論が開かれ3人の原告が意見陳述を行った。

被告ニチアスは訴状に対する答弁書と書証を提出し全面的に争う姿勢を鮮明にした。

各地裁には中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会などから多くの方が傍聴にかけつけた。法廷では裁判所が今後の進行についての交通整理を行った。

次回以降はしばらく書面による応酬になる。奈良地裁では原告の意見陳述が引き続き行われる。

次回日程は、

札幌地裁 3月29日 午後4時～

岐阜地裁 3月17日 午後1時20分～

奈良地裁 4月25日 午後2時～

### 何も責任をとっていない

1月27日、札幌は快晴。

傍聴支援にかけつけた患者と家族の会北海道支部、国労の皆さんや広田まゆみさん（北海道議・民主党）らが見守るなか緊張の面持ちの原告大谷定子さんが意見陳述を

行った。

### 意見陳述 原告大谷定子

私の主人、大谷敏男は石綿アスベストが原因で、石綿肺の管理4となり、まだまだ働けるのに60歳で生涯を終えてしまいました。

ニチアスの専属の下請け、札幌トムレックス工事有限会社で21歳から28歳のときに石綿吹き付け作業をしていました。妻や子どもを養うために一家の大黒柱として、アスベストに危険性があることは何も知らずに作業をしていました。毎日、私の作る弁当を持つて家族のために頑張っていました。



大谷定子さん

毎日、アスベストの粉塵だらけで家に帰ってきました。帰つてくると玄関先で服を脱いでもらいます。私はそれを外にもつて行ってバタバタはらい、ポケットをひっくり返して中の粉塵を外に出します。作業服の洗濯は粉塵がひどいので、まず洗濯機で1回水洗いをします。水を落とすと洗濯機の底にアスベストが残ります。それをホースの水で洗い流して、そのあと洗剤を入れてもう1度洗います。洗濯機はすぐいたみます。吹き付けをしていた期間、2回洗濯機を買い換えました。

主人に支給されたマスクは紙のようなものできた簡易マスクだけでした。粉塵がひどいので主人はその下に手ぬぐいを巻いていました。その手ぬぐいには粉塵がつくる鼻穴の跡が浮き出ていました。私はその手ぬぐいも毎日洗っていました。

平成14年、主人が54歳の時、30年以上も前に吹き付け作業をしていたときの同僚から突然電話がかかってきました。吹き付け作業をした後は主人も転職し、何十年も付き合いがなかつたのでびっくりしました。「一緒に働いていた仲間がみなアスベストが原因で亡くなっている。大谷くんは元気ですか」と心配してかけてきてくれたのでした。「自分も石綿肺がんで余命1年と言われている。大谷くんも早く病院に行つてすぐに診察を受けるように」と勧めてくれました。その方は電話をくれてから3ヶ月後に亡くなりました。

電話をいただいてからすぐに労災病院に行き、診察しました。すると、石綿肺の診断で、管理3ということでした。最初のうちは自覚症状がなかったのですが、徐々に呼吸が苦しくなり、通院し始めて3年目で歩くのも大変になり、仕事ができなくなりました。「俺もとうとうか」、そうしみじみ言つて

いた主人の言葉が忘れられません。考え込む時間も多くなりました。男として仕事をしたくてもできない主人を見ていて私も胸がしめつけられる思いでした。

平成17年、胸水がたまって入院することになり、病状も管理4まで進みました。労災の認定を受け、入退院を繰り返していたとき、病院の先生から「作業服を洗濯していたのだから、奥さんも一度検査を受けなさい」と言われ、私も診察を受けました。すると胸膜プラークが見つかったのです。先生もびっくりしていました。主人も私もショックでした。それから毎年診察を受けるようになりましたが、主人は私のことを心配するようになりました。自分の病状もだんだん悪くなり、毎晩寝る前に「今日も無事元気で過ごすことができたね」と話しながら床についたものでした。

平成19年、とうとう酸素なしでは生きていけなくなり、在宅酸素療法が始まりました。家出も通院するときも常に酸素をつけたまま、大変な思いで生活をしなければなりませんでした。私も自分の身体の不安がありました。主人が心配でそれどころではありませんでした。

主人の体重は元気なころの半分になり、痩せて食欲もすっかりなくなりました。「自分が死んだら解剖して、これだけ大量に飛散しているという証明を残して、吹き付け作業をしていた被害者のため、医学のために役立てて欲しい」と私に言いました。それからまもなく平成20年4月21日、とうとう力尽き、悔しい思いで、涙をポロポロ流して去っていきました。亡くなってから解剖してみると、肺の組織1グラム当たり190万本という信じられないぐらいの数のアスベスト繊維が見つかりました。しかも右肺にはがんも見つかりました。岩見沢労災病院の

先生にも相当吸っているねと言われましたが、ここまでとは思っていませんでした。吹き付けをすると、こんなにひどい肺になってしまうのです。「これだけ吸っているのに国も企業も何も責任をとっていない」。主人の声が今も耳に残っています。

主人の思いを無駄にしたくない、私のことを天国で心配している主人のためになにかなくてはと、勇気を出して訴えることにしました。ニチアスは、亡くなった主人に対して償って欲しい。裁判所には公正な判決をお願いいたします。

なにとぞよろしくお願いいたします。

### 私一人のためでなく

1月13日の岐阜地裁には患者と家族の会東海支部、名古屋労職研、ふれあいユニオンなどたくさんの労組関係者がかけつけ傍聴席は満員。奈良からも仲井、坂本、北村の3氏原告が参加した。

原告山田益美さんが裁判にかける決意を堂々と述べた。



山田益美さん

### 意見陳述 原告 山田益美

私は、昭和34年3月から昭和42年12月までの間、日本アスベスト株式会社羽島工場で、アスベスト（石綿）を取り扱う仕事をしてきました。

最初は、保温材という部署に配属され、シリカライト、スーパーライトという保温断熱材を製造する仕事をしました。

アスベストに石灰とケイ藻土を混合した材料に蒸気を入れ、冷やした後にプレスをして成型しました。成型した半製品を蒸し釜で蒸し、トロッコに載せ替えて乾燥機に入れました。乾燥した製品をトロッコに載せたまま仕上がりまで押していきました。どの作業工程でも粉じんは発生しましたが、乾燥機から出してサイズごとに仕分けするまでの作業は、粉じんがとくにひどいものでした。

この部署にいたとき、アスベストの原綿を粉碎して綿状にする作業やアスベストとケイ藻土等を混合する作業にも従事しました。吹付けアスベストの材料を作る仕事でした。この仕事をする混合場では、作業中は粉じんのために隣の人も見えないほどひど

い状態でした。私たち従業員は、ここを「別荘」とよんでいました。あまりにもひどい環境でしたから、当時、会社は、労働基準監督署の調査が入るときには、「別荘」の仕事を中止していました。

その後、私は倉庫係へ配置換えとなりました。

倉庫係では、工場内の倉庫で保管しているアスベストやケイ藻土、石

灰、セメント等を作業場に配達する仕事をしました。「ドンゴロス」とよぶ麻袋に入ったアスベスト原料は、パレットに積んで、フォークリフトで各作業場まで運びました。また、当時、原料の保管場所として借りていた日東工業の堀津倉庫から羽島工場までトラックで運搬していました。

私は、アスベストの入った麻袋をトラックやパレットに積み込んだり、倉庫や作業場に積みおろしたりしました。そのときには、目の粗い麻袋からアスベスト粉じんが大量に飛びました。さらに、麻袋は手鉤を使ってカー杯引っ張り上げたりしますので、袋が破れて、中からアスベストがこぼれ出ることもあり、大量の粉じんが発生しました。

ニチアスは、私が仕事をする以前から、アスベスト粉じんを吸うと、石綿肺などの重い病気になることを知っていたのです。

しかし、当時、従業員が粉じんを吸わないようにするための安全対策をとっていませんでした。適切な防じんマスクを支給されたこともありません。アスベスト粉じんが危険だと教えられたこともありません。

工場内には、エア（圧縮空気）の出るホースが何力所かあり、私たちは作業着に付いたアスベストをエアで吹き飛ばしたりしていました。そのときも、大量の粉じんを吸ったに違いありません。

私は、かかりつけの医師から、このまま日本アスベストで働いていたら死んでしまうと忠告されました。そこで、昭和42年12月、日本アスベストを退社しました。その後、ビードワイヤを製造する不二精工株式会社に入社しましたが、アスベストに曝露する仕事はしていません。

ところが、平成15年に不二精工を定年退職する頃から、痰がよく出るようになり、体

を動かすと息苦しく感じるようになりました。不二精工を退職後、少ない年金の足しにしようと思って働き場所を探し、近所の会社にも世話になりました。ところが、息切れがするため、他の従業員と同じように仕事ができませんでした。迷惑をかけることになるので、辞めてしまいました。

クボタショック後の平成17年7月、ニチアスの健康診断を受けました。石綿肺と胸膜プラークの所見が認められ、同年10月に、じん肺管理区分の管理2、肺機能の障害：F（+）の決定を受けました。

石綿肺は、治療方法がなく、息切れがますますひどくなっていくと聞いています。また、羽島工場と一緒に仕事をしていた先輩や同僚が肺がんや中皮腫という病気で次々と亡くなっています。私も、いつ中皮腫になるのかと毎日が不安でなりません。収入は年金だけなのに、働くことができないために経済的にも不安です。

私は、自分を育ててくれた地元に貢献したい、家族と旅行を楽しみたいと思ってきました。しかし、私の病気がそれを許さないのです。老後の生き甲斐を奪ったニチアスをけっして許すことはできません。

この裁判は、私一人のためだけにしているわけではありません。

羽島工場で働いていた人は1000人を優に超えます。私と同じような石綿肺や肺がん、中皮腫で苦しんでいる人はたくさんいます。アスベストが原因の病気であることも知らず、亡くなった方もいるはずです。

また、羽島工場で発生した粉じんは、隣の南濃紡績株式会社や羽島市民病院にまで飛んでいました。ここでも、従業員や看護婦がアスベストの病気で亡くなっています。

私の裁判がこれらの被害を受けた人々を救うための一助になればと考えています。

裁判所におかれましては、適正なご審理とご判断を切にお願いいたします。

## やり抜く決意

1月31日、厳しい寒さの中を駆けつけた患者と家族の会の関西地区各支部とハツリじん肺訴訟原告団の皆さん、岐阜から参加の原告山田さん、名古屋労職研の成田さん、ひょうごセンターの西山さん、ニチアス・竜田工業問題に熱心に取り組んでいる高柳忠夫さん（民主党・奈良県議）たちが仲井力分会委員長の意見陳述を見守った。

## 意見陳述 原告 仲井 力

私は、昭和31年9月から昭和32年7月頃まで日本アスベスト（現ニチアス）王寺工場でアルバイトとして働きました。

私の仕事場は、円筒を縦に半分に切ったような形のアスベスト保温材を製造するところで、「テックス」と呼ばれていました。その製造工程ではアスベストを取り扱いましたので、私がアスベスト粉じんを吸ったことは間違いありません。とくに、プレスして成型したものを乾燥室に入れるときは、乾燥室の扉を開けると、中から蒸気とアスベスト粉じんが猛烈に吹き出し、前も見えないくらい一面が真っ白になりました。

作業着は、一日働けば粉じんだらけで真っ白になり、翌日に着ることはできませんでした。鼻の穴が粉じん詰まったり、皮膚がチカチカしてとても痒かったことを覚えています。

ところが、会社は、防じんマスクを支給し

ていませんでした。安全指導もありませんでした。

少し以前から、階段を上がったりすると息切れがするようになり、おかしいなと思っていました。そうした矢先、平成17年にクボタショックでアスベストのことが騒がれるようになり、ニチアスで仕事をしていたことを思い出しました。

健康診断を受けたところ、石灰化したブランクがあることが分かり、平成18年1月末に健康管理手帳の交付を受けました。

幸いなことに、1年足らずでニチアスを辞めたおかげで、重い病気になりませんでした。それでも、ブランクがあり、肺機能に障害があります。もっと長く働いていたら、



仲井力委員長

石綿被害訴訟

# ニチアス側争う姿勢

地裁第1回  
口頭弁論

## 安全配慮義務違反で

断熱材の製造などに従事してアスベスト(石綿)を吸い込み、石綿肺になるなど健康被害を受けたとして、大手建材メーカー「ニチアス」(東京)の元従業員山田益美さん(羽島市福寿町)が同社に二千二百万円の損害賠償を求めた訴訟の第一回口頭弁論が十三日、岐阜地裁であった。ニチアス側は棄却を求め、争う姿勢を示した。

健康被害への責任を主張する原告側に対し、ニチアス側は答弁書で「原告の作業内容とアスベスト粉じんの発生状況は事実関係を確認中」として認否を留保。被害を防ぐ安全配慮義務違反については「予見可能性の存在について争う」とした。意見陳述で山田さんは「会社は自分が働く前からアスベスト粉じんを吸うと石綿肺など重い病気になることを知っていた」と主張。「いつ中皮腫になるかと毎日不安。働かず、経済的にも不安」と訴えた。

訴状などによると、山田さんは一九五九(六七年)に羽島市内の同社羽島工場に勤務。保温材製造部門などに配属され、アスベスト原綿粉砕などに従事した。退職後の二〇〇五年、じん肺の一種、石

綿肺などの発症が判明した。工場内に排気装置などを設置せず、粉じん飛散防止措置も取っていないかったとして同社の安全配慮義務違反を指摘している。

私は、今日ここにはいないと思います。

私はニチアスに補償を求めました。しかし、ニチアスは、ブランクは病気でないと、補償を拒否してきました。

そこで、王寺工場に勤めたことがある庄田誠治君と一緒に全日本造船機械労働組合に加入し、庄田君が分会委員長、私が分会書記長となって、ニチアスに対して交渉を求めました。ところが、ニチアス

は、私たちの労働組合を認めず、団体交渉を拒否してきました。

庄田君は、昨年8月31日、この裁判の提訴を前に亡くなりました。庄田君は、ニチアスのこれまでの対応に、本当に悔しい思いをしてきたと思います。ニチアスは、被害者が物言わずに死にたえるのを待っているのではないのでしょうか。私は、同君の遺志を継いで裁判をやり抜くつもりです。

今、私は、肺年齢が95歳以上だと言われています。また、いつ肺がんや中皮腫になるか分かりません。この苦しみや不安は、ニチアスが安全対策をとらなかったのが原因です。ニチアスには、その責任をとってもらわなくてはなりません。

私たち原告はみな高齢です。

裁判所におかれては、一日も早い解決を

中日新聞2011年1月14日

心からお願いいたします。



# 労災防止の鍵をにぎる 自主対応型安全活動の活性化

## 増加に転じた労働災害件数

ここ10年、労働災害は漸減傾向にあり、とくに09年1年間の死亡災害は、前年から200人程度減少し、1075人という数字を示した。ところが昨年2010年になって、死亡災害が10年ぶりに増加となることが確実な状況になっている。

厚生労働省が公表している昨年12月までの速報値（今年1月7日現在）では、死亡者数は1117人に達している。この傾向は昨年の上半期で顕著となっていたため、「死亡災害の増加に対応した労働災害防止対策の徹底について」と題する要請を厚生労働省が各業界団体等に行なうなど緊急対策を実施している。要請は、道路貨物運送業で30人増加しているほか、建設業では墜落・転落災害による死亡が顕著に増加しているなど、その特徴を指摘する形で、より一層の安全衛生対策の強化を促す内容となっている。

—昨年の1075人にいたるまでの10年の漸減傾向について、その原因は労働安全衛生マネジメントシステムを中心とした自主対応型の安全衛生活動が徐々に浸透しつつあるということが挙げられたが、いまの増加傾向についての説明もまた明らかな指摘が

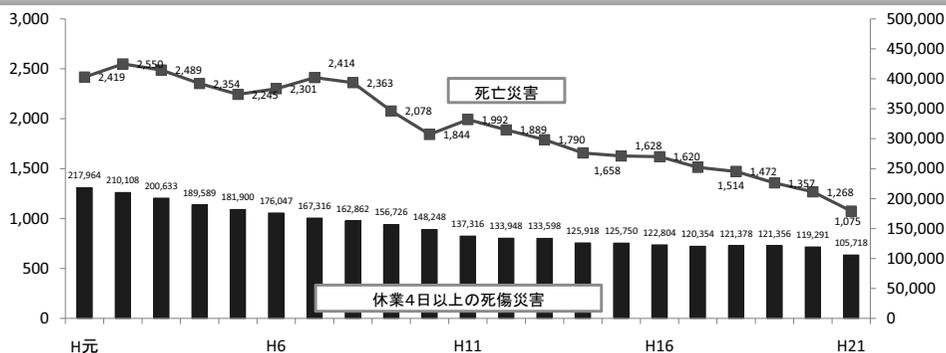
できそうだ。それは、経済状況の悪化により企業内の安全衛生施策が影響を受けつつあるということだ。

実際、建設業労働災害防止協会が一昨年5月に行なったアンケート調査でも、厳しい経営環境の影響を受け、安全衛生管理活動に支障が出ている、もしくは後退しているという答が約6割を占めるという結果が出ているという。もともと安全衛生の取り組みにさほど資源を割いていない事業場で、経営環境悪化のしわ寄せが直接影響するのは想像に難くない。

## スクラップ目立つ安全の施策

加えていまの安全衛生行政における風潮は、災害防止の施策による成果はすでに上がっていて、問題はメンタルヘルス対策、行政の力量はそこに重点配分すべきというもの。昨年の省内事業仕分けにあっては、中小事業場の安全衛生推進施策が標的となり、労災防止指導員の廃止など整理縮小の流れが一気に加速しているのである。行政施策は時代に見合ったスクラップアンドビルドが欠かせないが、どうもスクラップのみが目立つ傾向が続いているというのが現状といえよう。

## 労働災害の発生状況



労働災害は長期的には減少しているが、  
H22年は死亡災害が16.6%増加

死亡災害(12月末現在 速報値) 1,117人 (前年同期比+159人 +16.6%)  
死傷災害(11月末現在 速報値) 74,587人 (前年同期比+1,914人 +2.6%)

業種	H22.12末	H21.12末	増減率
全業種	1,117	958	+16.6%
製造業	195	174	+12.1%
建設業	352	334	+5.4%
陸上貨物事業	145	105	+38.1%
林業	57	41	+39.0%
その他	339	280	+21.1%

2

自主的な安全衛生活動の促進は、リスクアセスメントの取り入れが推奨されるなど、労働安全衛生法改正以降、推進されている。厚生労働省のHPから、業種ごとの事例やテキストなど容易に手に入れることができるのは大きな変化だといえる。しかし、労働者の大半をかかえる中小の事業場では、ほとんど縁のない状況というのが実態ではないだろうか。

たとえば分かりやすい図入りのリスクアセスメントの解説リーフレットが業界団体によって事業場に配布されたとしても、印刷物に過ぎず、より具体的な現場の事例としてまでは浸透しにくい。

## カギは自主的活動の活性化

そうした中で、この1月26日に第1回が開催された「安全から元気を起こす懇談会」の論点は注目されるどころだ。第1回の議論のたたき台となった「論点案」は次のようなものだ。

- 1 安全活動に意欲のある企業が評価され、企業活動が活性化されることが必要ではないか。
  - 一 安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるような仕組みや運動が必要ではないか。
- 2 現場の創意工夫による安全活動が活性

化されるべきではないか。

— 現場の安全活動のマンネリ化・形骸化を防ぎ、モチベーションを維持向上させるには、達成感が実感できる取組を進めていくべきではないか。

3 人材が生き活きと活躍する安全・快適な職場づくりが必要ではないか。

— 現代の若者に対する安全教育を如何に進めるか。

— 将来の労働力を支える女性や高齢者の視点に立った安全・快適な職場づくりが必要ではないか。

4 発注者の配慮として、国が率先した取組を行うことが必要ではないか。

— 公共工事では、大規模な工事等に限らず、競争の中にあっても安全確保に万全を図ることが基本。

この懇談会の趣旨は、昨年6月に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本復活」のシナリオ～」で2020年までに労働災害発生件数3割削減の目標が掲げられたことを受け、自主的な労災防止活動を活性化させる方策について検討するというものだ。

歴史的にも職場や地域で、様々な安全衛生活動の工夫が行なわれ、成果が上げられてきたにも関わらず、それらは総括され継承、発展するということがなかなか叶わないというのが現状だ。自主対応＝参加型の手法が法律の後ろ盾を持つに至ったいま、自主的な活動の活性化が課題だといえよう。地域の中小事業場で働く労働者が、働きやすい職場のための安全衛生対策を身近なところから無理なく進めていけるような環境作りにつながるような方策が期待される。

## アスベスト報道ダイジェスト 2011年1月

1/6 大地震で飛散の危険性があるアスベストから身を守る対策を学ぶ「地震・石綿・マスク支援プロジェクト in 神戸」が神戸市内で始まった。アスベスト被害を防ぐためにマスク備蓄など対策を呼びかける。NPO 法人ひょうご労働安全衛生センターが企画。行政や家庭のマスク備蓄や、アスベストを使用している建物の地域での把握などを呼びかけている。6-11日はJR神戸駅地下のデュオギヤラリー2で、パネル展示、10日は神戸市産業振興センターで国連ハビタット親善大使のマリ・クリスティーンさんが震災時のアスベスト対策を教える「アスベスト教室」もある。

1/13 大阪府南部の泉南地域でアスベストによる肺がんなどを発症した元労働者や周辺住民らが国に損害賠償を求めた訴訟の控訴審第2回口頭弁論が大阪高裁であり、裁判長は「進行協議の場で和解の可能性について取り上げる」と表明し「早期解決に向けて争点を再確認する」として2月22日進行協議の期日に指定した。

1/14 ニチアスの元従業員ら6人がアスベストの健康被害を受けたとして、全国3地裁で総額約1億1600万円の損害賠償を求めた集団訴訟で、岐阜地裁の第1回口頭弁論が開かれた。ニチアス側は請求の棄却を求め争う姿勢で、原告の従事した作業内容などの「事実関係を確認中」として認否を

留保、原告側は今後、粉じんの飛散量や健康被害との因果関係を立証していく方針。

1/15 工事現場などでアスベストを吸い込み、肺がんや中皮腫などの健康被害に苦しむ福岡県内の建設労働者やその家族、遺族の会が16日、福岡市で発足する。福岡県建設労働組合が参加を呼びかけた。アスベストの被害者団体は九州初。会は国家賠償訴訟も視野に、被害補償を求めていく。福建労でも既に組合員19人（うち死亡15人）が労災認定を受け、6人（遺族含む）が認定申請中。

1/27 ニチアスに対し、健康被害を受けたとして元従業員らが全国3地裁で総額約1億1600万円の損害賠償を求めた集団訴訟で、札幌地裁の第1回口頭弁論があり、ニチアス側は請求棄却を求めて争う姿勢を示した。訴えたのはニチアスの下請け企業「札幌トムレックス工事」で、69-76年に石綿吹き付け作業に従事し08年に石綿肺で死亡した大谷敏男さんの妻定子さんら3人。死亡はニチアスが危険を認識しながら安全配慮を怠ったためだとして、計約5300万円の損害賠償を求めている。定子さんも作業服を洗濯していたため、石綿を吸い込むと起きる病変「胸膜プラーク」ができた。定子さんは意見陳述で「『国も企業も何も責任を取っていない』という主人の声が耳に残っている。主人の思いを無駄にしたいくない」と訴えた。

# 連載 それぞれのアスベスト禍 その11

## 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

### 証言者たち

2006年1月1日、お屠蘇気分も吹っ飛んだ悲しく悔しい別れがあった。故土居隆司さん（享年69歳）の死だった。若いころから電気工事一筋で働いてきた土居さんが暫く前より体調不良を感じ、病院で診察を受けたのは2003年の7月頃だ。診察の結果、右胸に水が溜まっていると指摘された。その後転院を繰り返して、二軒目の病院でやっと中皮腫と診断がついたのは11月27日だった。

労災申請手続きのアドバイスを求めて関西センターに相談の電話が入ったのは、12月の年末押し詰まった時だった。早速片岡さんと私は、聞き取りに向かった。入院先である大阪府立羽曳野病院（現在は、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター）で待っていたのは、隆司さんと息子さんの敏弘さん二人だった。すぐさま片岡さんの手際良い聞き取りが始まった。土居さんは親子で電気工事の仕事をしていたから、仕事内容の聞き取りも二人から聞いた。しかし仕事の話や専門用語等解らない私は、「とてもよく喋る親子だ…」というのがその時の正直な感想だったが、そう感じたのは私ばかりで

はなく、後に片岡さんが「まるでステレオのようだな」といった。後になって解った事だが、このお二人は「二卵性双生児」という表現がぴったりの仲良し親子だった。

土居さんのケースは、労働者と特別加入の期間が混在しているので、どちらの保険適用になるのか、或いは発症日は確定診断日でよいのかどうか、という問題があった。

2004年11月19・20・21日、世界アスベスト会議が早稲田大学で開催された。私事になるが、世界アスベスト会議が終わった二日後には、次男の結婚式が控えていた。その事もあり、会議終了後に片岡さんから労いの言葉を貰った。「古川さん、息子さんの結婚式が終わったら、一週間位ゆっくり休んだらいいよ」と。私は「そうします」と爽やかに答えた。しかし、次男の結婚式が終わった日に緊急メールが入ってきた。「明日午前10時、大阪労働局ロビー集合」。え～！そんな…。しかし、内容は土居隆司さんの発症日にかかる申し入れだったので当然、参加した。そして交渉後暫らくして、土居さんの発症日は症状確認日まで遡ることが決まった。

労災認定になった後も土居さんとは多くのご縁があった。入院中に同じ病棟の患者さんを紹介してくれた。クボタショック後のテレビ取材にも応じてくれた。その時の



土居隆司さん—お気に入りのぬいぐるみと  
(写真：今井明)

土居さんの言葉は未だに私の胸に突き刺さっている。インタビューの中で土居さんは「仕事でこんな病気になったのだから仕方がない」と語った。「仕方がない」という言葉を数回繰り返したのだ。

多くの労働者達は、土居さんと同じく「仕事だから仕方がない」という。そうやって自分

で自分を諦めさせている様な気がする。私の夫も同じことを言った。しかし、末期になると自分の身体に刺さっているチューブを見つめて「いくら労災認定されたってこれでは…」と嘆いた。

当時関西支部世話人だった中村實寛さん（現患者と家族の会会長）と共に土居さんの告別式に参列し、その帰りに私は彼に「3月の集会とデモ行進は土居さんの弔い合戦と思って頑張ろう」といった。患者と家族の会の皆が初めて経験するデモ行進だ。クボタショック後の大きな集会とデモ行進だからこそ、世間の注目を浴びることなく「仕方ない」とひっそりと人生に幕を閉じた土居さんの気持ちを伝えたかった。深く静かに頷いた中村さんも、心に刻み込んでいた様子だった。きっとその様な想いもあって、2006年3月30日の日比谷公会堂の壇上で中村さんの力強い発言にも繋がったのだろう。

今もなお被害者は増え続けている。土居さん達のように「仕事だからしかたない」と自分で自分を諦めさせて、命を奪われている。かつて戦争中に「戦争だから仕方ない」と諦めて死んでいった犠牲者たちと同じだ。

土居さんは、患者と家族の会のリーフレットの中で笑顔を遺して、私達にその存在を訴え続けている。

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881  
E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:http://www.jca.apc.org/joshrc/

## 韓国からのニュース

### ■ 「三星は金のお話しかしません」 三星が捨てたもう一つの家族2 — チョン・エジョン物語

2004年、三星半導体の社内カップル、チョン・エジョン、ファン・ミヌン夫婦に二つの大きな事件があった。チョン・エジョン氏が2番目の子供を身ごもった。そして夫のファン・ミヌン氏が急性リンパ腺白血病にかかった。風邪と思って病院を訪ねた日、彼は直ちに抗癌治療室に入った。

三星の社内放送局が夫婦を訪ねてきた。その放送でファン・ミヌン氏は、身ごもった体で自分の看病をする妻への思いを伝えた。

「ワイフが本当に有難くて…。世界中のどんな女性より一番愛しているよ。一番幸せにしてあげられる夫になるよ」。

映像を見た三星電子の職員たちは募金をした。会社は募金を伝達する場を設けた。チョン・エジョン氏は頭を下げて感謝の思いを伝えた。その数ヶ月後、夫ファン・ミヌン氏は亡くなった。

三星は私にはフェンスと同じだ…

チョン・エジョン氏は三星を退社した後、子供の家で保育教師の仕事をする。夫が亡くなる一月前に産まれた娘と、パパとそっくりの息子が、日毎に大きくなっている。こうした生活に馴染んできた頃、チョン・エジョン氏はある先輩から一本の電話を受ける。

先輩は夫の死が労災かも知れないと言って、パノリムの話をした。

その話を聞いて彼女は1ヶ月悩んだ。

「何を悩んでいるのか、『三星が私にはフェンスと同じだ…』そう考えました。今思えば一種の洗脳のようなものです。三星に

対する漠然とした信頼…」。

退社後も社員カードを捨てないほど、職員たちは三星にいたという事実に自負心を持っている。チョン・エジョン氏も同じだ。その上、三星は夫に出会ったところだ。社内合唱大会の練習をしていて夫と出会った。背の高いすらりとした夫は、誰よりも目立った。いたずらでしか愛情を表現できない無愛想な人だが、心は深くて優しくかった。『先輩』と呼びながら付き合う間に親しくなった。三星は単に会社ではなく、夫との思い出の空間であり、10年勤めた彼女の青春のすべてであった。

そのような会社が夫を殺したというのだから、彼女は信じられなかった。悩んだ末に取りあえず会ってみようと思って、パノリムに連絡をした。

「その時はパノリムの草創期で、その人たちは半導体の工程についてまったく知りませんでした。むしろ私が作業環境がどうだったかを話していましたよ」。

情報提供者は少なく、半導体工場は外部に公開されていません。どんな薬品を使うのか、どんな工程をたどるのか、多くの部分が『企業秘密』だった。チョン・エジョン氏は、自分が働いた作業環境を説明した。今にして思うと、どうしてこのこのような環境で、危険だとも考えずに過ごしてきたのか、驚くばかりだった。ガスの漏出は多く、放射能が出てくる機械開閉装置を手で開けて、製品を取り出すことはしょっちゅうだった。危険だと言う人もいなかった。

「昔聞きましたが(不良のウェハーに)素手で触るなどと言う、その言葉は聞きました。『するな』という言葉は聞きましたが、なぜ

触ってはいけないのかは聞きませんでした。10年間仕事をしながら、その話をたった一度聞いたが、ちょっと考えのある先輩に聞いたので、そうでなければ聞けません。そのような形でした。

こういう作業環境では健康なはずがありません。夫の死は明らかに会社と関係がある。彼女は真実を明らかにすることにした。

「子供らが大きくなるでしょう。子供らにパパの死についてハッキリさせなければなりません。私が」。

子供たちは時々パパを求める。パパの顔も知らない2番目の子が「パパは天国に行ったのに、なぜ来ないのか？」と尋ねる。そのときは兄さんが代わりに返事をする。

「パパは死んだのに、どうして来られる。ママ、パパは来られないでしょう？」

それと同時に尋ねる。

「ママもパパに会いたいでしょう？」

二人の子供のママであるチョン・エジョン氏は、三星に対する虚しい思い出でなく、子供たちのために真実を選択した。

#### 情報提供の約束当日、誰も来なかった

しかし真実を明らかにするのは簡単ではない。

「パパは人間関係が良かったです。なかまもかなり多かったです。葬儀をした時も、納骨堂に安置するのに、後についてくる行列の車が30台を超えて、交通が麻痺するほどでした。そんなに友人も多く、哀悼する人も多かったんですけど、この闘いをして、協力をして貰おうと電話するけど、だれとも連絡ができません」。

協力を得られないのはチョン・エジョン氏だけではない。兄のヨン・チェウク氏を亡くしたヨン・ミチョン氏も同じような経験を持っている。

三星電子で働いていたヨン・チェウク氏は縦隔腫瘍という貴重性癌に罹って、1年

6ヶ月の闘病の末に亡くなった。ヨン・ミチョン氏と家族は混乱に陥った。当時、兄さんは27才だった。元気な人だった。病気になる理由がなかった。原因を探すためにヨン・ミチョン氏は、兄さんの会社のなかまに電話をかけた。なかまたちはいつでも、なんでも教えると言った。しかし約束の当日、だれも来なかった。

三星半導体の器興工場で働くキム・ギヨン氏は、これについて当然のことという。

「会社員が人事課に行くというのは、我が国では検察に引っ張って行かれるのと同じですね。情報を提供すればどうなるか明らかです。子供のいる人にとって、職場というのは命綱と同じですよ」。

彼の後輩もパノリムに情報提供をしたことがあった。後輩のパク・チヌ氏はパノリムを先に訪ねてきた。彼はチュ・キョ Chol (白血病で闘病中)、ナム・テクシン(黒色腫で死亡)など、職業病が疑われる同じ部署の人々の話もした。

少し後、パク・チヌ氏が再びパノリムを訪ねてきた。情報提供した内容を公開しないでくれという要請をしに来たのだ。そして2009年の国政監査で、彼は三星半導体が白血病と無関係であることを明らかにする会社側の証人として出席した。

キム・ギヨン氏にパノリムを教えたのも、後輩のパク・チヌ氏だ。しかしウエゲナー肉芽腫症という稀貴病にかかって生死の峠を越えたキム・ギヨン氏が労災申請をしようとした時、後輩は彼に退社を勧めた。パク・チヌ氏個人の意見ではなかった。

後輩の背信、会社の退社勧奨。キム・ギヨン氏は10年以上働いてきたところから捨てられたという気持ちを振り切れなかった。彼は退社をし、2010年5月、パノリムを通じて労災申請をした。今でも彼はパノリムを訪ねた日は、どんな仕事も手につかない

という。その時を思い出すからだ。しかし彼は念を押すように話す。

「後悔はありません。三星が10億くれると言っても、良心が痛んで受け取れません。今は」。

「三星は金の話しかしません」

ヨン・チェウク氏の家族も労災申請をした。結果は不承認だった。3ヶ月目に出てきた結果だ。疫学調査もなかった。再審査を請求しようとする、すぐに三星の職員が家を訪ねてきた。次長という人が慰労金2億を提示した。

「チェウク氏の病気は、明らかになったものは何一つないが、三星は超一流企業なので誠意を表わす」と言った。『超一流企業』の三星は労災の再審査請求をすれば、そのお金は渡さないと聞いた。

7月の『三星労災隠蔽糾弾証言大会』で、ヨン・ミチョン氏はその時の状況を思い出して話した。

「息子を失った両親の前で、三星はお金の話しかしなかった」。

三星のお金の話はこれで終わらない。ファン・ユミ(2003年に器興工場入社、白血病で死亡)、パク・チヨン(2004年に温陽工場入社、白血病で死亡)などの被害者に、『民主労総、パノリム、報道機関と接触せずに、労災申請を撤回する条件』で慰労金を提示し、この事実がこの日の証言大会で明らかになった。

三星電子は2010年の活動目標を『無災害緑色事業場の実現』と発表した。『無災害』は様々なやり方で可能だ。労働環境を改善して、安全教育を強化して、産業災害を減らすことができる。労災申請をお金で撤回させて、労災申請不承認判定のために証人を操作して、内部で口封じをして、無災害を達成することもできる。選択は三星の仕事だ。  
2010年11月25日 民衆の声 ヒジョンル

ポ作家

## ■新年劈頭から建設重機械転覆で死亡事故／専門信号手不在の事故・特殊雇用労働者の二重苦

3日ソウルの江南区ヨクサム洞の江南駅地下商店街でリモデリング作業をしていた重機械が転覆して、特殊雇用労働者1人が亡くなる事故が発生した。この日0時20分頃、江南駅地下商店街でスキッドローダーが転覆し、運転手キム・某(54)氏が亡くなった。しかしキム氏は持ち込み車主という特殊雇用労働者であるため、労災保険の適用を受けることができない。

雇用労働部は、キム氏がコンクリート廃材を運んでいて事故が起きたと見て、現場関係者から事故の状況・原因を調査している。

労働部の江南支庁関係者は「廃材を運搬中のスキッドローダーが傾斜した斜面で転覆し、運転手のキム氏が機械とバケット間に落ち、挟まれて亡くなった」とし、「車両が転覆した原因については調査が必要だ」と話した。

これについて労働界は、専門の信号手がいなかったために発生した事故とし、対策作りを求めた。

建設労組は「夜明けに、安全管理者や信号手なしで、故人が工期に追われて速戦即決で作業をしたもので、地盤が平らかどうかなど地盤の状態については知らなかった」として、「続発している建設機械の事故に備えて、専門の信号手制度を迅速に導入しなければならない」と話した。

パク・ジョングク建設労組・労働安全保健局長は「専門信号手がいたら発生しなかった事故」として「政府の管理監督が不在の中で、ほとんどが特殊雇用労働者である建設機械労働者が、何の補償も受けられないと

いう二重苦に苦しめられている」と指摘した。2011年1月4日 毎日労働ニュース  
キム・ウンソン記者

### ■「労災の絶望感・罪悪感で自殺は業務上災害」／ソウル行法、事故で下半身マヒの労働者の自殺に労災認定

産業災害による絶望感と、看病を一手に引き受けることになった家族に対する罪悪感がうつ病に発展して自殺したとすれば、業務上災害という裁判所の判決が出た。

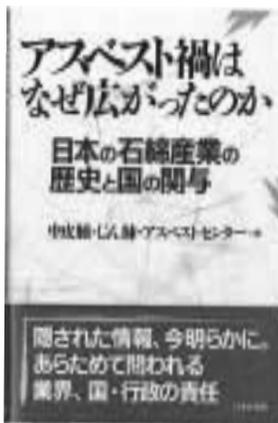
ソウル行政法院行政6部(キム・ホンド部長判事)は17日、「作業中リフト車に轢かれて下半身が麻痺した後に自殺したヤン・某氏の母親が、『業務上災害と認定してくれ』として勤労福祉公団を相手に出した訴訟で、原告勝訴の判決を行った」と明らかにした。ワカメ加工メーカーで仕事をしていたヤン氏は、2008年9月にリフト車に轢かれる事故に遭い、脊椎を骨折するなど大きな障害を負った。

裁判所は「ヤン氏が事故によって40代初めの年齢で歩けなくなったのはもちろん、大・小便も分からない状況になり、80才の老母の看病に依存することになるなど、人間としての尊厳を守れる最小限の身体機能

まで維持できなくなった」と判示した。裁判所は続いて「自身のみじめな状態と回復が不可能だという絶望感、または挫折感、老母に対する罪悪感などがうつ病に発展した結果、自殺という極端な方法に走った」とし、「自殺と業務上障害には因果関係が認められる」と明らかにした。

現行の産業災害補償保険法によれば、労働者の故意・自害行為や、それが原因になって発生した負傷・疾病・障害または死亡は業務上災害とは見ない。しかし、法院は労災による後遺症が自殺の原因になった場合、業務上災害の延長線上で業務上災害と認定している。

昨年ソウル行政法院は、脳出血で倒れて労災の療養を受けていたキム・某氏が、四肢が麻痺し、続く治療によるストレスとうつ病で自殺したことにに関して、業務上災害と認定した。これは、建設現場で左官工として仕事をしていたキム氏が98年に脳出血を発症し、労災の療養を受けている間の2007年7月に家で自ら命を絶ったもので、遺族は公団に遺族補償と葬祭料の支給を申請したが、公団はこれを業務上災害と認定しなかった。2011年1月18日 毎日労働ニュース  
チョ・ヒョンミ記者



## アスベスト禍は なぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与

中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

日本評論社 A5判 248ページ  
定価 2520円

# 前線から

## 労住医連じん肺・アスベストプロジェクト開催

東京



労働者住民医療連絡会議「じん肺・アスベストプロジェクト」が2月5、6日、東京で開催された。年一回程度で開かれ各地

の情報を交換すると共にじん肺・アスベスト問題におけるそのときの課題を検討する会議で22回目となる。当センターから3名が参加

した。

各地の取り組みでは、尼崎クボタ旧神崎工場に隣接する工場に勤務、居住することによって石綿肺を発症して死亡した鶴谷詔量（きよかず）さんの件の報告やハツリじん肺訴訟、アスベスト含有再生砕石問題などが報告された。

鶴谷さんの件では鶴谷さんの胸部レントゲン写真とCT写真が示され、その典型的な石綿肺像に参加者の目が釘付けになった。

また、石綿肺がん労災不支給処分取消訴訟を中心とした肺がん認定問題や不当にも予定された5年目の見直しを政府が行おうとしていない石綿新法問題などが熱心に議論された。

（原稿提供：鶴谷さん）

10.10.4 毎日新聞 201

## 石綿肺 認められる日を見たかった

石綿肺は、大粒の石綿を吸うことで発症するじん肺の一種。鶴谷さんは、クボタが毒性の強い青石綿を使用していた約70年間、旧神崎工場から約10キロ離れた製錬所で働いていた。09年秋、石綿肺と診断され、酸素チューブが手放せない生活に。休養も約30日あった。今年1月、救済金を請求したあとの緊急会見でも、申渡しが困難なためかすれぬで、クボタには、石綿肺の苦しみを理解して対応して

### 救済対象になって2カ月

国は政令改正を受けて7月上旬、請求に必要書類を鶴谷さんに郵送、字がほとんど書けない状態だった鶴谷さんの代わりに、照子さんが代筆し、8月中旬に国に提出した。鶴谷さんはベッドで「認められたい」とつぶやいて、休養していた。国は9月中旬から、分科会で石綿肺についての審査が始めたばかりで、死亡した場合でも救済金の支給対象にな

クボタ旧神崎工場（兵庫県川西市）近くで居住し、アスベスト「石綿」を扱う仕事の従事者以外で初めて、国がクボタに救済金を請求していた同市の石綿肺患者、鶴谷詔量さんが今年8月、御座りました。これまで石綿肺被害者の対象は中役職と肺がんのみだったが、7月の政令改正で肺がん対象も拡大された。国は手続は既済のままおり、鶴谷さんは救済決定を待たずに、妻の照子さんの口を借りて「被害者であるのを待たずに、うた」と無念語った。「大粒塵埃、写真」



国がクボタからの救済を受けることなく亡くなった鶴谷さん。兵庫県川西市の自宅にて昨年12月

2010年10月4日 毎日新聞

# いじめ メンタルヘルス 労働者支援センター発足

労働者側の支援を！

東京

全国労働安全衛生センター連絡会議では、この間増え続けているいじめやメンタルヘルスの問題に対して、「メンタルヘルス・ハラスメント対策局」で情報共有し、行政交渉の要望を出すなど行ってきた。その中でも、特にいじめの問題については、各センターやユニオンでも対応が非常に難しく、事例に応じて臨機応変な対応が必要であり、支援側にもサポートが必要であると実感してきた。その中で、出てきたのが支援者、当該労働者を支援する専門のセンターを立ち上げるということだった。そしてその拠点として、「いじめ メンタルヘルス労働者支援センター（IMC）」を東京都新宿区に開設する事が出来た。

代表には、これまでも労働組合で相談対応に当たってきた経験豊富な千葉茂氏が就任、すでに年末より相

談にに応じている。

千葉さんは「いじめに遭ったら、一人で悩まないで、泣き寝入りをしないで、一緒に声を上げていきましょう。」と呼びかける。

2月19日には、「職場のいじめ、メンタルヘルスを考える」というテーマで講演とシンポジウムを開催する。

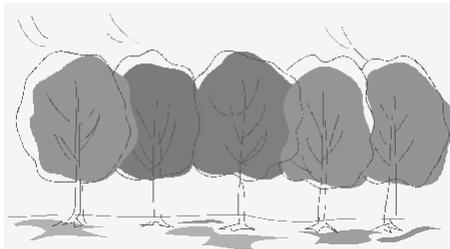
また、同時に「職場のいじめ・嫌がらせ、メンタルヘルス相談の取り組み事例と予防対策ガイドライン」という小冊子を発行する。前半部分は事例集で相談に対応する労働組合などで参考にしてみらうのが狙い、

また「職場におけるパワー・ハラスメント予防対策ガイドライン」については、厚生労働省がいまだ何の対策も出さないハラスメント問題に対して、われわれ側から積極的に提案する形で作成した、初めての労働者側からの「ガイドライン」だ。会社側にパワハラ対策を求めるときに役立ててほしい。

また、シンポジウムの翌週の2月25-26日13:00-19:00、「いじめ・メンタルヘルス被害ホットライン」を東京（0426-56-7778）／名古屋（0426-56-7778）／大阪（06-6943-1527）でおこなう。

IMCでは会員も募集中。

詳しくは、HP (<http://ijimemental.web.fc2.com/index.html>) へ。



# 1月の新聞記事から

1/5 07年6月、職場でのパワーハラスメントを示唆する文書を残して自殺した名古屋市交通局の男性バス運転手(37)の遺族が公務災害認定を求めている問題について、地方公務員災害補償基金名古屋支部は「公務外」として請求を棄却した。遺族は同支部審査会に不服審査を申し立てる。遺族は08年7月に公務災害の認定を申請していた。遺族は男性が職場での度重なる指導でうつ病を発症したと主張。07年2月、交通局職員が添乗指導の中で男性に「葬式のようなしゃべり方」と指摘した▽同5月、乗客から接客に関して身に覚えのない苦情を受けた男性に交通局が重ねて指導したなどを要因に挙げていた。同支部は「通常の指導の範囲内」と判断。

1/7 資格取得の専門学校を全国で経営する「TAC」(東京都)の男性社員(35)が昨年3月に死亡したのは過労死だったとして、中央労働基準監督署が労災認定した。男性は亡くなる4カ月前にTACに転職し経理を担当。亡くなる直前は12日間連続勤務。自宅で倒れ急性虚血性心疾患で亡くなった。労基署が認定した時間外労働は、死亡前の1カ月間は41時間9分、その前の1カ月間は125時間13分だった。

1/8 逮捕術の乱取り訓練中に投げ技で倒され、5日から意識不明の重体となっていた北海道警機動隊の巡査が搬送先の病院で死亡した。頭を強打したことが原因。

1/11 堺市西区の「SC有機化学」石津工場で硫化水素が漏れ、従業員が倒れた。従業員の1人が死亡し、もう1人は軽傷。排水処理槽の近くから高濃度の硫化水素が検出され、堺市消防局が中和作業を実施。工場周辺への流出はない。2人は排水処理槽で、強アルカリ性の排水を中和するため、硫酸を注入する作業をしていた。

1/13 外国人研修技能実習制度で来日し、実習生として茨城県潮来市の金属加工会社フジ電工業で働いていた中国人の蔣曉東さんが平成20年に死亡した問題で、鹿嶋労働基準監督署は長時間労働が原因の過労死として労災認定した。外国人実習生の過労死認定は国内初。蔣さんは17年に研修生として来日し、同社の金属部品メッキ処理工場に勤務。20年6月、心不全のため社宅で死亡した。亡くなる直前の1カ月の残業時間は100時間を超えていた。遺族が21年8月、労災申請した。

1/14 メンタルヘルスの専門ケアが十分でない中小企業の従業員向けに、厚労省が検討している新たな仕組みでは、医師会や健康診断を行っている病院などを中核として「登録産業保健機関」を設立。各中小企業は同機関と契約を結び、産業医の専門的な診断、治療が必要と判断された場合、産業医が同機関の登録精神科医を紹介し治療が行われる。実現するためには、労働安全衛生法の改正が必要で、同省は早ければ次の通常国会中の改正案提出を目指し、制度の細部を詰める。職場のメンタルヘルスをめぐっては、来年度にも定期健康診断に合わせたメンタルチェック制度が企業に義務づけられる見通し。

1/17 益城町の印刷会社の元従業員男性が、長時間の過密労働などが原因でうつ病になり不当に解雇されたとして、同社に損害賠償を求めた裁判の和解協議が熊本地裁であり、同社が2500万円を支

払うことで和解が成立。男性は95年から複数の役職を兼務し、99年5月からは時間外労働が毎月100時間を超え、同年11月にうつ病を発症。上司に休職を認めてもらえず、03年4月に突然解雇された。06年6月に労災認定され、現在も心療内科に通院中で就労できない状態が続いている。

1/21 土木作業員だった夫の自殺は労災事故によるけがと精神的苦痛が原因として、大野市の女性が国を相手取り、労災保険の遺族補償給付などの不支給処分取り消しを求めた訴訟の第1回口頭弁論が福井地裁であった。女性の夫は07年9月、作業中の事故で右足骨折などの重傷を負い、同僚の死亡を目撃。退院後に自殺した。女性は同僚の死を目撃したショックと、けがによる長期の精神的苦痛で夫が抑うつ状態となり自殺したと主張。

1/26 海上自衛隊の護衛艦「たちかぜ」の乗組員だった1等海士の男性(21)の自殺は先輩隊員の元2等海曹によるいじめが原因として、遺族が国と元2曹に約1億3000万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が横浜地裁であった。裁判長は、国と元2曹に計440万円の賠償を命じた。元2曹と上官らが「男性の自殺を予見できたとは認められない」とし、元2曹による暴行、恐喝で男性が被った精神的苦痛への慰謝料にのみ賠償責任を負うし、死亡については認めなかった。遺族側は控訴する。

1/31 北海道苫小牧市社会福祉協議会の元課長の男性(休職中)が職場でのいじめが原因でうつ病になったとして、苫小牧労働基準監督署が労災を認めていたことが分かった。認定は1月25日。男性は09年5月頃、社協の関連団体とトラブルを起こして戒告処分を受けた後、新設の「総務主幹」に異動。1人だけ机を他の職員から離されるなどした。男性は同年11月、うつ病と適応障害と診断された。

振動障害と診断された三好市の林業の男性が、国を相手取り、労災保険の休業補償の不支給処分取り消しを求めた訴訟の判決が高松地裁であった。裁判長は「事業の実態を直視しておらず同処分は違法」などと述べ、不支給処分を取り消した。争点は男性が支給要件の「全部労働不能」と認められるかだった。裁判長は「実態からすれば原告が伐採や造材をできない以上、事業継続は不可能で、全部労働不能と認められる」と述べた。判決によると、男性は中小事業主として労災保険に特別加入。99年3月、振動障害という診断を受けた。同年4月から翌年3月までの1年間、療養のため働くことができなかったとして、池田労働基準監督署に休業補償の給付を申請。しかし同署は不支給を決定し、男性は06年に提訴していた。

研修中のけがで腕を切断したのは会社側の安全配慮義務違反のためとして、中国人男性が研修先の和歌山県田辺市の木材会社に約8300万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、徳島地裁阿南支部は、同社に約750万円の賠償を命じた。判決は21日付。裁判官は「指導員が近くにいないなど、安全に関する十分な指導や教育が行われていなかった」と指摘した。判決によると、男性は平成20年に外国人研修制度を利用して来日。同社で研修中の同年12月、木材を割る作業中に機械に腕を巻き込まれてけがをし、病院で腕を切断した。